十四　当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項
十五　法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第三十三条第二項において「誓約書」という。）
十六　役員の氏名、生年月日及び住所
十七　その他確認に関し必要と認める事項

［略］　［略］　［略］

（特定市町村の要件）

第八条　法附則第十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　前年度の四月一日以降において、特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）、特定地域型保育事業又は特例保育を行う施設（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（法第十九条第一項第二号又は第三号に係る認定の申請をしたものに限る。以下この条において「保育認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童のうちに特定教育・保育施設等を利用していないもの（保育認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等以外の特定教育・保育施設等を利用できることその他の特別な事情があると認められるものを除く。）があること。

二　当該年度以降に保育認定保護者による特定教育・保育施設等の利用の申込みが増加することが見込まれること（前号に該当する場合を除く。）。

（保育充実事業）

第九条　法附則第十四条第一項に規定する保育充実事業は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する事業とする。

一　幼稚園（国及び地方公共団体以外の者が設置するものに限る。）であって認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けていないもの（認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の要件、同法第十三条第一項の基準又は児童福祉法第三十四条の十六第一項の基準（小規模保育事業に係るものに限る。）に適合することが見込まれるものに限る。）において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間外において教育活動を長時間行うことに要する費用の一部を補助する事業

二　［略］

第十三条　第一条の二第二号の規定の適用については、当分の間、「半数」とあるのは「三分の一」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十四　当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項
十五　法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第三十三条第二項において「誓約書」という。）
十六　役員の氏名、生年月日及び住所
十七　その他確認に関し必要と認める事項

［同上］　［同上］　［同上］

（特定市町村の要件）

第八条　法附則第十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　前年度の四月一日以降において、特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）、特定地域型保育事業又は特例保育を行う施設（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った支給認定保護者（法第十九条第一項第二号又は第三号に係る認定の申請をしたものに限る。以下この条において「支給認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童のうちに特定教育・保育施設等を利用していないもの（支給認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等以外の特定教育・保育施設等を利用できることその他の特別な事情があると認められるものを除く。）があること。

二　当該年度以降に支給認定保護者による特定教育・保育施設等の利用の申込みが増加することが見込まれること（前号に該当する場合を除く。）。

（保育充実事業）

第九条　法附則第十四条第一項に規定する保育充実事業は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの保育に係る子ども・子育て支援に関する事業とする。

一　幼稚園（国及び地方公共団体以外の者が設置するものに限る。）であって就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第三条第一項又は第三項の認定を受けていないもの（認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の要件、同法第十三条第一項の基準又は児童福祉法第三十四条の十六第一項の基準（小規模保育事業に係るものに限る。）に適合することが見込まれるものに限る。）において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間外において教育活動を長時間行うことに要する費用の一部を補助する事業

二　［同上］

［条を加える。］